

平成29年11月10日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県国民健康保険運営協議会
会長 竹内 治彦

国民健康保険事業費納付金の算定について（答申）

平成29年7月4日付け医整第465号で諮問のありました標記の件については、審議の結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、「医療費指数反映係数」に関する審議の経過及び当運営協議会の考え方について、別添のとおり申し添えます。

記

今後の国民健康保険運営に当たっては、県内市町村間の医療費水準の平準化を図りつつ、県単位化という今般の制度改正の趣旨に鑑み、将来的には保険料水準の県内での統一を図っていくことが望ましい。

しかしながら、県内市町村間に医療費水準の格差が生じている現状において、当該格差を反映させないことにすると、医療費水準の高い市町村から低い市町村への負担の転嫁が生じ、医療費水準の低い市町村において保険料水準の急激な上昇を招きかねないことから、平成30年度からの当面の国民健康保険事業費納付金の算定については以下のとおり取り扱われたい。

なお、今後、「岐阜県国民健康保険運営方針」を答申するに当たり必要があるため、将来的な保険料水準の統一化のためのスケジュール、方法、手順などについて市町村からの意見聴取を十分に行い、その結果について当運営協議会に報告されたい。

- (1) 医療給付費分の算定に係る「医療費指数反映係数」は、「1」とすることが適当である。
- (2) 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の算定に係る「所得係数」は、本県平均の1人当たり所得を全国平均の1人当たり所得で除して算出した値とすることが適当である。
- (3) 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の算定に係る配分方式は、すべてにおいて、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の合算額による方式（3方式）とすることが適当である。